

富山第一銀行奨学財団の報酬等の支給基準

1. 報酬の支給

(1) 評議員の報酬

評議員は、無報酬とする。(注1)

(2) 常勤役員の報酬

常勤役員は、無報酬とする。(注2)

(3) 非常勤役員及び顧問の報酬

非常勤役員及び顧問は、無報酬とする。(注2)

2. 費用の支給

この法人は、評議員及び役員並びに顧問がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(注3)

3. 公表

当基準は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

4. 改廃

この基準の改廃は、評議員会の決議を経て行なう。

附 則

この基準は、公益財団法人への移行の登記の日から施行する。

(注1) 定款第15条第1項

評議員は、無報酬とする。

(注2) 定款第31条第1項

役員及び顧問は、無報酬とする。

(注3) 定款第15条第2項

評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができない。

定款第31条第2項

役員及び顧問には、その職務を行うために要する費用の支給をすることができる。